

行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の集中点検について (点検概要と見直しの方向)

金融庁

I 集中点検の概要

金融庁所管（他省庁との共管を含む。）の全ての公益法人（平成18年：132法人）について、まず、これらの法人が国（他省庁を含む。）又は独立行政法人等から補助金・契約等により何らかの支出を受けているかどうかを確認した。

その結果、平成18年度においては、国又は独立行政法人等から何らかの支出を受けている法人は、以下の9法人であった。（別添）

（社）金融財政事情研究会、（社）全国信用保証協会連合会、（社）漁業信用基金中央会、（社）森林保険協会、（社）日本経済研究センター、（財）財務会計基準機構、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構、（社）不動産証券化協会、（社）生命保険協会

このうち、金融庁から事務の委託を受け、支出を受けている法人は、（財）財務会計基準機構のみであり、本機構を当庁の点検対象とした。

なお、他の8法人は、金融庁からの支出を受けていないが、（社）金融財政事情研究会は、国から資格付与の事務・事業の委託も受けていることから、本研究会を点検対象とすることとした。

II 点検結果及び今後の取組

金融庁は、この2法人に対して、事務・事業の必要性や随意契約など契約方式の見直しができないか、職員厚生経費支出の内容、内部留保の水準、外部監査の実施など内閣官房から示された点検項目の全てについて集中点検を行った。

その結果、この2法人については、以下に記述したような点について改革を行うこととし、今回の集中点検の結果を、平成20年度予算執行、平成21年度概算要求等において、着実に実施していく。

1 （財）財務会計基準機構

(1) 点検結果の概要

本機構は、わが国の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の開発・設定及び関連する調査研究を行っている。

主要先進国では、民間の基準設定団体が政府と緊密に連携しながら、会計基準の開発・設定活動に取り組むことが通例である。

こうした流れの中で、わが国においても、国際的な会計基準の急速かつ大幅な見直しに的確・迅速に対応し、我が国の基準設定機能の強化を図ることを目的として、専門性、常勤性、即時性、能動性、国際性などを備えた民間の会計基準設定主体を設置すべく本機構が平成13年7月に設立された。

(注) 米国においては、サーベンス・オクスレー法に基づき上場企業から強制的に徴収した賦課金からの拠出を受け、同法上の認定を受けた民間の基準設定主体（財務会計基準審議会）が実施。

英国においては、会計・監査・開示当局である財務報告評議会（民間非営利法人）内の会計基準審議会が実施。

本機構は、わが国全体として国際会計基準審議会等の議論を踏まえた的確な対応を行う必要があることから、金融庁から国際会計基準審議会等の議論への対応及び付随事務に関する業務委託を受けている（平成20年度予算額：73百万円（前年度比△10%））。平成18年度までは随意契約で実施。

(2) 改革の方針

上記の業務委託については、平成19年度からは、効率的な業務運営の観点から、企画競争（競争性のある随意契約）に移行している。平成20年度は、効率性・透明性等を更に向上させるための方策を検討している。

2 (社) 金融財政事情研究会

(1) 点検結果の概要

本研究会は、金融財政に関する調査研究、金融財政知識の普及に関する教育・研修に係る業務等を行ってきた。

平成18年度において、本研究会は、経済産業省から①中小企業再生支援セミナー事業（26百万円）の委託を受け、独立行政法人国際協力機構（外務省所管）から②モンゴル税務行政強化プロジェクト事業（48百万円）及び③中国国別研修「税制・財政関連立法研修」事業（1百万円）の委託を受けている。

①及び②については、競争性のある契約による委託事業であるが、③については、競争性のない契約による委託事業である。

(2) 改革の方針

今般の点検結果を踏まえ、本研究会は、今後、競争性のない契約による委託事業については、国・独立行政法人の事業いずれについても、原則、受託しないこととした。やむを得ず受託する場合には、国等から選定理由書等を入手し公表することを条件とした。

(別添)

国(独立行政法人含む)から支出を受けている法人(18年度決算)

No	社・財	法人名	所管官庁			国から受けている支出計 (単位:千円)	独立行政法人から 受けている支出計 (単位:千円)
			金融庁	財務省	文部科学省		
1	(社)	金融財政事情研究会	金融庁	財務省	文部科学省	26,294 (経済産業省)	49,565 (外務省所管独法)
2	(社)	全国信用保証協会連合会	金融庁	経済産業省		1,330,000 (経済産業省)	0
3	(社)	漁業信用基金中央会	金融庁	農林水産省		160,135 (農林水産省)	0
4	(社)	森林保険協会	金融庁	農林水産省		16,121 (農林水産省)	0
5	(社)	日本経済研究センター	金融庁	財務省	文部科学省	9,981 (経済産業省)	950 (経済産業省所管独法)
6	(財)	財務会計基準機構	金融庁			75,179 (金融庁)	0
7	(財)	自賠償保険・共済紛争処理機構	金融庁	国土交通省		134,491 (国土交通省)	0
8	(社)	不動産証券化協会	金融庁	国土交通省		14,962 (国土交通省)	0
9	(社)	生命保険協会	金融庁			0	12,367 (厚生労働省所管独法)